

令和4年度に引き続き、県独自の緊急補てん事業 『酪農粗飼料価格高騰緊急対策事業』を実施します

輸入粗飼料等の価格高騰の影響を緩和するため、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業の参加者を対象に、県独自に粗飼料購入費の一部を補てんします。

1 事業実施主体 全国農業協同組合連合会長野県本部

2 補てん対象の生産者

国の「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業」に参加する県内の酪農家

※国事業に参加していない方で県事業に参加を希望される場合は、以下にご相談ください。

農協又は専門酪の組合員の場合 → 所属する農協又は専門酪

農協又は専門酪の組合員以外の場合 → 園芸畜産課

※なお、県事業にのみ参加する場合も、国事業と同様に、生産コストの削減や国産飼料等の利用拡大に取り組んでいただく必要があります。

3 事業の参加を希望される場合

農協等を通じて参加申請書兼個人情報の取り扱いに関する同意書を事業実施主体へ提出してください。

4 補てん単価及び補てん額

補てん単価

区分	第Ⅰ期対策	第Ⅱ期対策
交付対象時点	R 4.11.1 時点	R 5.4.1 時点
国事業の対象となる経産牛	6,700 円/頭	
経産牛		12,700 円/頭
上記以外の乳用種の雌牛	8,800 円/頭	6,700 円/頭

補てん額 = 交付対象時点における飼養頭数※ × 補てん単価

※牛個体識別法第3条第1項に規定する牛個体識別台帳における交付対象時点の乳用種の雌牛の頭数

例えば、第1期対策事業において

* 国事業の交付対象頭数が 50頭 (R4年11月1日時点の頭数) の場合

県事業の補てん額 = (6,700円/頭 × 50頭) +

{ 8,800円/頭 × (11月1日時点の乳用雌牛の飼養頭数 - 50頭) }

5 補てん額の交付方法

事業実施主体を通じて、補てん対象の生産者 (国事業参加農家) に交付

◆ 本事業に関する内容は下記までお問い合わせください ◆

長野県農政部園芸畜産課 TEL : 026-235-7233

又は、お近くの農業農村支援センター

詳しくは、 で